

冬期補正について

1. 適用工事

冬期歩掛補正の対象工事は、10月1日以降発注工事（入札日を基準日とする）で、翌年3月31日までに完成する工事とする。但し、下記に該当する工事は適用しない。

- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (4) 建築工事
- (5) 国債及び県債工事
- (6) 測量設計業務
- (7) (1)～(4)の比率の大きな工事
- (8) 10月31日までに完成する工事
- (9) その他、冬期条件による損失が認められない工事

2. 歩掛補正

歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出して積算するものとする。なお、冬期補正率は下表による。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} * (1 + \text{冬期補正率})$$

冬期補正率

(単位：%)

入札月 完成月	4～9	10	11	12	1	2	3	備考
11	—	0	0					
12	—	3	5	9				
1	—	5	6	9	9			
2	—	5	7	9	9	8		
3	—	5	6	7	6	5	2	

3. 補正上の留意点

- (1) 補正後の労務単価は、円未満切捨て、円止まりとする。
- (2) 運転手（特殊・一般）、助手は、補正対象としないものとする。